

目 次

令和6年12月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第73号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第74号	箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第75号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第76号	箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第77号	箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第78号	令和6年度箱根町一般会計補正予算（第4号）
7	議案第79号	令和6年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
8	議案第80号	令和6年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
9	議案第81号	令和6年度箱根町温泉特別会計補正予算（第1号）
10	議案第82号	副町長の選任について
11	議案第83号	仙石原財産区管理会の財産区管理委員の選任について

議案第 73 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）について

別紙、令和 6 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）のとおり

令和 6 年 11 月 28 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査関連経費及びふるさと納税関連経費について、規定予算を補正する必要があるため、令和 6 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年 10 月 9 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 1 号）

令和 6 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 314,305 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,625,355 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
50 県支出金		475,327	14,305	489,632
	15 県委託金	38,736	14,305	53,041
60 寄付金		713,850	300,000	1,013,850
	5 寄付金	713,850	300,000	1,013,850
歳 入	合 計	11,311,050	314,305	11,625,355

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		2,558,266	314,305	2,872,571
	5 総務管理費	2,305,357	300,000	2,605,357
	20 選挙費	25,024	14,305	39,329
歳 出 合 計		11,311,050	314,305	11,625,355

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
50 県支出金	475,327	14,305	489,632
60 寄付金	713,850	300,000	1,013,850
歳入合計	11,311,050	314,305	11,625,355

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	2,558,266	314,305	2,872,571	14,305	0	300,000	0
歳 出 合 計	11,311,050	314,305	11,625,355	14,305	0	300,000	0

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
50	県支出金	475,327	14,305	489,632
	15 県委託金	38,736	14,305	53,041
	10 総務費県委託金	32,023	14,305	46,328

60	寄付金	713,850	300,000	1,013,850
	5 寄付金	713,850	300,000	1,013,850
	35 ふるさと納税寄付金	700,000	300,000	1,000,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
20 選挙費県委託金	14,305	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査費県委託金 14,305

5 ふるさと納税寄付金	300,000	一般寄付金追加 300,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
10	総務費	2,558,266	314,305	2,872,571	14,305		300,000		
	5	総務管理費	2,305,357	300,000	2,605,357			300,000	
	35	企画費	400,459	143,376	543,835			143,376	
	75	財政調整基金費	400,288	156,624	556,912			156,624	
20	選挙費	25,024	14,305	39,329	14,305				
	15	衆議院議員 総選挙及び 最高裁判所 裁判官国民 審査費	0	14,305	14,305	14,305			

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	9,591	○ふるさと納税促進事業追加	143,376
		12 委託料追加	9,591
13 使用料及び 賃借料	133,785	13 使用料及び賃借料追加	133,785
24 積立金	156,624	○経常経費追加	156,624
		24 財政調整基金積立金追加	156,624
1 報酬	1,551	○報酬	1,551
		01 非常勤特別職報酬	1,551
3 職員手当等	5,494	○職員給与費	5,494
		03 一般職給与費	5,494
7 報償費	118	○経常経費	7,260
		07 ポスター掲示板設置場所提供者報償費	59
8 旅費	126	07 明推協委員選挙啓発時出席者報償費	59
		08 費用弁償	123
10 需用費	835	08 普通旅費	3
		10 消耗品費	265
11 役務費	993	10 燃料費	30
		10 食糧費	540
12 委託料	2,442	11 通信運搬費	442
		11 新聞折込手数料	12
13 使用料及び 賃借料	436	11 選挙公報配布手数料	207
		11 廃棄物処理手数料	2
		11 コンピューターソフト更新手数料	330
17 備品購入費	2,310	12 事務用機器保守管理委託料	428
		12 物品等作成業務委託料	445
		12 ポスター掲示板製作設置委託料	1,569
		13 自動車借上料	122
		13 事務機器借上料	137
		13 会場借上料	7
		13 コンピューター借上料	137
		13 システム使用料	33
		17 選挙用備品購入費	2,310

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)					
補正後	長 等	3	-	25,980	11,788 (4.5)	-	7,807	45,575	6,353	51,928	
	議 員	14	51,060	-	22,399 (4.5)	-	-	73,459	13,766	87,225	
	その他の 特別職	668	39,627	-	-	-	-	39,627	9,324	48,951	
	計	685	90,687	25,980	34,187	-	7,807	158,661	29,443	188,104	
補正前	長 等	3	-	25,980	11,788 (4.5)	-	7,807	45,575	6,353	51,928	
	議 員	14	51,060	-	22,399 (4.5)	-	-	73,459	13,766	87,225	
	その他の 特別職	593	38,076	-	-	-	-	38,076	9,324	47,400	
	計	610	89,136	25,980	34,187	-	7,807	157,110	29,443	186,553	
比較	長 等	0	-	0	0 (0)	-	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0 (0)	-	-	0	0	0	
	その他の 特別職	75	1,551	-	-	-	-	1,551	0	1,551	
	計	75	1,551	0	0	-	0	1,551	0	1,551	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	485	223,343	1,352,661	1,123,360	2,699,364	464,141	3,163,505	
補正前	485	223,343	1,352,661	1,117,866	2,693,870	464,141	3,158,011	
比 較	0	0	0	5,494	5,494	0	5,494	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	28,830	-	56,160	334,884	278,865	43,445	2,102
	補正前	28,830	-	56,160	334,884	278,865	43,445	2,102
	比 較	0	-	0	0	0	0	0

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,476	124,396	35,016	2,706	18,125	197,355
	補正前	1,476	118,902	35,016	2,706	18,125	197,355
	比 較	0	5,494	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職員手当等	5,494	選挙実施に伴うもの	5,494	時間外勤務手当 5,494千円	投開票従事者 3,930千円 時間外勤務手当 1,564千円

3. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	135	223,343	—	73,227	296,570	34,963	331,533	
補正前	135	223,343	—	73,227	296,570	34,963	331,533	
比 較	0	0	—	0	0	0	0	

※本表の数値は、2－(1)総括の内数です。

議案第 74 号

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

本年の人事院勧告による職員の給与改定等を行うため、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の給与に関する条例及び箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(箱根町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 箱根町職員の給与に関する条例（昭和32年箱根町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

(単位:円)

級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
1	183,500	218,200	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
2	184,600	219,900	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
3	185,800	221,400	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
4	186,900	222,900	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
5	188,000	224,400	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
6	189,700	225,800	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
7	191,300	227,200	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
8	192,900	228,600	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
9	194,500	230,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
10	196,200	231,500	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
11	197,800	233,000	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
12	199,400	234,500	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
13	201,000	236,000	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
14	202,700	237,500	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
15	204,400	239,000	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600

16	206,100	240,500	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
17	207,400	242,000	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
18	209,000	243,400	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
19	210,600	244,800	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
20	212,100	246,200	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
21	213,600	247,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
22	215,200	248,600	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	216,800	249,800	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	218,400	251,000	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	220,000	252,100	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
26	221,700	253,200	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
27	223,000	254,300	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
28	224,300	255,400	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
29	225,600	256,400	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
30	226,700	257,400	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
31	227,800	258,400	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
32	228,900	259,400	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
33	230,000	260,400	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
34	231,100	261,300	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
35	232,200	262,200	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
36	233,300	263,100	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
37	234,400	263,900	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	264,700	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	265,500	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	266,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	267,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	267,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	268,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	269,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	270,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	270,800	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	

47	242,600	271,600	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	272,300	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	273,000	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	273,800	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	274,600	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	275,300	320,200	362,800	381,000	407,200	447,800	
53	246,000	276,000	321,400	363,700	381,700	407,900	448,200	
54	246,400	276,700	322,700	364,800	382,400	408,600	448,600	
55	246,700	277,400	323,900	365,700	383,100	409,300	449,000	
56	247,000	278,100	325,100	366,700	383,800	409,800	449,300	
57	247,300	278,800	326,400	367,600	384,300	410,400	449,600	
58	247,600	279,500	327,500	368,300	384,900	411,000	450,000	
59	247,900	280,200	328,600	369,000	385,500	411,600	450,300	
60	248,200	280,900	329,700	369,600	386,200	412,200	450,600	
61	248,500	281,500	330,400	370,000	386,600	412,700	450,900	
62	248,800	282,200	331,300	370,600	387,200	413,400		
63	249,100	282,800	332,000	371,300	387,800	414,000		
64	249,400	283,500	332,800	372,000	388,300	414,500		
65	249,700	284,100	333,600	372,300	388,700	414,800		
66	250,000	284,800	334,000	373,000	389,300	415,400		
67	250,300	285,400	334,600	373,700	389,900	416,100		
68	250,600	286,100	335,300	374,300	390,400	416,600		
69	250,900	286,700	336,100	374,600	390,800	417,100		
70	251,200	287,400	336,800	375,100	391,300	417,800		
71	251,500	288,000	337,500	375,700	391,800	418,500		
72	251,800	288,500	338,100	376,300	392,400	419,200		
73	252,100	289,000	338,600	376,600	392,700	419,600		
74	252,400	289,600	339,200	377,200	393,400	420,300		
75	252,700	290,100	339,700	377,900	394,100	421,000		
76	253,000	290,700	340,300	378,500	394,600	421,700		
77	253,300	291,200	340,600	378,900	394,900	422,200		

78	253,600	291,700	341,100	379,400	395,600	422,900		
79	253,900	292,300	341,500	380,000	396,300	423,600		
80	254,200	292,900	341,900	380,500	397,000	424,300		
81	254,500	293,400	342,300	381,000	397,500	424,800		
82	254,800	293,900	342,800	381,600	398,200	425,500		
83	255,100	294,300	343,300	382,100	398,900	426,200		
84	255,400	294,600	343,800	382,400	399,500	426,900		
85	255,700	294,800	344,100	382,800	400,000	427,400		
86	256,000	295,100	344,500	383,300	400,600	428,100		
87	256,300	295,300	344,900	383,700	401,200	428,800		
88	256,600	295,600	345,300	384,100	401,800	429,500		
89	256,900	295,800	345,600	384,500	402,500	430,000		
90	257,200	296,000	346,000	385,000	403,100	430,700		
91	257,500	296,300	346,400	385,400	403,700	431,400		
92	257,800	296,500	346,800	385,800	404,300	432,100		
93	258,100	296,800	347,000	386,100	405,000	432,600		
94		297,100	347,400		405,600			
95		297,400	347,800		406,200			
96		297,700	348,200		406,800			
97		298,000	348,400		407,500			
98		298,300	348,800		408,100			
99		298,600	349,200		408,700			
100		299,000	349,500		409,300			
101		299,200	349,800		410,000			
102		299,400	350,200					
103		299,700	350,600					
104		300,100	351,000					
105		300,300	351,500					
106		300,600	351,900					
107		301,000	352,300					
108		301,400	352,700					

109		301,600	353,200					
110		301,900	353,600					
111		302,200	353,900					
112		302,500	354,200					
113		302,700	354,700					
114		303,000						
115		303,300						
116		303,600						
117		303,800						
118		304,200						
119		304,600						
120		304,900						
121		305,100						
122		305,300						
123		305,600						
124		306,000						
125		306,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額							
	197,900	209,000	228,000	251,800	264,800	285,300	301,100	327,000

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

基準月額表

(単位：円)

号給	報酬月額
1	183,500
2	184,600
3	185,800
4	186,900
5	188,000

6	189,700
7	191,300
8	192,900
9	194,500
10	196,200
11	197,800
12	199,400
13	201,000
14	202,700
15	204,400
16	206,100
17	207,400
18	209,000
19	210,600
20	212,100
21	213,600
22	215,200
23	216,800
24	218,400
25	220,000
26	221,700
27	223,000
28	224,300
29	225,600
30	226,700
31	227,800
32	228,900
33	230,000
34	231,100
35	232,200
36	233,300

37	234,400
38	235,400
39	236,400
40	237,300
41	238,200
42	239,100
43	239,900
44	240,700
45	241,400
46	242,000
47	242,600
48	243,200
49	243,800
50	244,400
51	245,000
52	245,500
53	246,000
54	246,400
55	246,700
56	247,000
57	247,300
58	247,600
59	247,900
60	248,200
61	248,500
62	248,800
63	249,100
64	249,400
65	249,700
66	250,000
67	250,300

68	250,600
69	250,900
70	251,200
71	251,500
72	251,800
73	252,100
74	252,400
75	252,700
76	253,000
77	253,300
78	253,600
79	253,900
80	254,200
81	254,500
82	254,800
83	255,100
84	255,400
85	255,700
86	256,000
87	256,300
88	256,600
89	256,900
90	257,200
91	257,500
92	257,800
93	258,100

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（箱根町職員の給与に関する条例第 16 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 2 項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後

の箱根町職員の給与に関する条例（次項において「第1条改正後条例」という。）及び第2条の規定による改正後の箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（次項において「第2条改正後条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 3 第1条改正後条例又は第2条改正後条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の箱根町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与又は第2条の規定による改正前の箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬、期末手当及び勤勉手当は、それぞれ第1条改正後条例の規定による給与又は第2条改正後条例の規定による報酬、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

議案第 75 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

人事院勧告による一般職の期末勤勉手当の支給割合の引き上げに伴い、特別職についても同様の措置を講ずる必要があるので、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年箱根町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 76 号

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のように定める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

特別職の職員の期末手当について支給割合を引き上げることに伴い、議会議
員の期末手当についても同様の措置を講じる必要があるので、本条例案を提出
するものである。

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年箱根町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 77 号

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）等が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町町税条例の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附則第 9 項中「附則第 7 条第 10 項各号」を「附則第 7 条第 11 項各号」に改める。

附則第 10 項中「附則第 7 条第 16 項各号」を「附則第 7 条第 17 項各号」に改める。

附則第 11 項中「附則第 7 条第 17 項」を「附則第 7 条第 18 項」に改める。
附則第 24 項を削る。

附則第 23 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ハ」に改め、同項を附則第 24 項とする。

附則第 22 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号ロ」に改め、同項を附則第 23 項とする。

附則第 21 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 4 号イ」に改め、同項を附則第 22 項とする。

附則第 20 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同項を附則第 21 項とする。

附則第 19 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同項を附則第 19 項とし、附則第 17 項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 25 項第 2 号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、14 分の 11 とする。

附則第 25 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 41 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の箱根町町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 4 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。次項において「旧法」という。)附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 29 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に受けた旧法附則第 15 条第 32 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第78号

令和6年度箱根町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度箱根町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,337,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,963,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年11月28日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		395,635	3,996	399,631
	5 国庫負担金	211,027	3,996	215,023
50 県支出金		489,632	1,998	491,630
	5 県負担金	144,291	1,998	146,289
60 寄付金		1,013,850	1,250,000	2,263,850
	5 寄付金	1,013,850	1,250,000	2,263,850
65 繰入金		615,204	81,987	697,191
	5 基金繰入金	612,204	81,987	694,191
歳 入	合 計	11,625,355	1,337,981	12,963,336

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		119,640	2,051	121,691
	5 議会費	119,640	2,051	121,691
10 総務費		2,872,571	1,294,100	4,166,671
	5 総務管理費	2,605,357	1,278,918	3,884,275
	10 徴税費	148,923	6,836	155,759
	15 戸籍住民基本台帳費	70,292	7,816	78,108
	20 選挙費	39,329	207	39,536
	30 監査委員費	7,286	323	7,609
15 民生費		1,805,115	17,717	1,822,832
	5 社会福祉費	1,136,280	9,039	1,145,319
	10 児童福祉費	668,239	8,678	676,917
20 衛生費		1,689,680	11,379	1,701,059
	5 保健衛生費	427,925	5,636	433,561
	10 清掃費	1,261,517	5,743	1,267,260
25 農林水産業費		139,324	357	139,681
	5 農業費	21,858	318	22,176
	10 林業費	117,241	39	117,280
30 観光費		911,892	△1,046	910,846
	5 観光費	911,892	△1,046	910,846
35 土木費		742,668	11,373	754,041
	5 土木管理費	62,843	1,123	63,966
	10 道路橋りょう費	355,729	3,000	358,729
	20 都市計画費	287,895	7,250	295,145
40 消防費		1,051,094	12,037	1,063,131
	5 消防費	1,051,094	12,037	1,063,131
45 教育費		1,184,163	△9,987	1,174,176
	5 教育総務費	295,958	△6,015	289,943
	10 小学校費	233,691	△115	233,576
	15 中学校費	101,873	583	102,456
	20 幼稚園費	34,112	△349	33,763
	25 社会教育費	441,843	△3,891	437,952
	30 保健体育費	76,686	△200	76,486
歳 出 合 計		11,625,355	1,337,981	12,963,336

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
ス 運 ク 行 一 改 業 定 ル 務 バ 委 分 託)	令和6年度	(予算計上額 0) 千円
	令和7年度	7,326
	令和8年度	7,326
	令和9年度	7,326
	令和10年度	7,326
	令和11年度	7,326
	令和12年度	7,326
	計	43,956

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	395,635	3,996	399,631
50 県支出金	489,632	1,998	491,630
60 寄付金	1,013,850	1,250,000	2,263,850
65 繰入金	615,204	81,987	697,191
歳入合計	11,625,355	1,337,981	12,963,336

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 議会費	119,640	2,051	121,691	0	0	0	2,051
10 総務費	2,872,571	1,294,100	4,166,671	0	0	1,250,000	44,100
15 民生費	1,805,115	17,717	1,822,832	5,994	0	0	11,723
20 衛生費	1,689,680	11,379	1,701,059	0	0	0	11,379
25 農林水産業費	139,324	357	139,681	0	0	0	357
30 観光費	911,892	△1,046	910,846	0	0	0	△1,046
35 土木費	742,668	11,373	754,041	0	0	0	11,373
40 消防費	1,051,094	12,037	1,063,131	0	0	0	12,037
45 教育費	1,184,163	△9,987	1,174,176	0	0	0	△9,987
歳出合計	11,625,355	1,337,981	12,963,336	5,994	0	1,250,000	81,987

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
45	国庫支出金	395,635	3,996	399,631
	5 国庫負担金	211,027	3,996	215,023
	15 民生費国庫負担金	210,552	3,996	214,548

50	県支出金	489,632	1,998	491,630
	5 県負担金	144,291	1,998	146,289
	15 民生費県負担金	143,154	1,998	145,152

60	寄付金	1,013,850	1,250,000	2,263,850
	5 寄付金	1,013,850	1,250,000	2,263,850
	35 ふるさと納税寄付金	1,000,000	1,250,000	2,250,000

65	繰入金	615,204	81,987	697,191
	5 基金繰入金	612,204	81,987	694,191
	5 財政調整基金繰入金	596,853	81,987	678,840

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 社会福祉費国庫負担金	3,996	障がい者自立支援給付費等国庫負担金追加 8,942 障がい者自立支援医療費国庫負担金更正減 △4,000 障がい児施設措置費国庫負担金更正減 △946

5 社会福祉費県負担金	1,998	障がい者自立支援給付費等県負担金追加 4,471 障がい者自立支援医療費県負担金更正減 △2,000 障がい児施設措置費県負担金更正減 △473

5 ふるさと納税寄付金	1,250,000	一般寄付金追加 1,250,000

5 財政調整基金繰入金	81,987	財政調整基金繰入金追加 81,987

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
				特 定 財 源			一般財源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
5	議会費	119,640	2,051	121,691				2,051	
	5	議会費	119,640	2,051	121,691				2,051
		5 議会費	119,640	2,051	121,691				2,051

10	総務費	2,872,571	1,294,100	4,166,671			1,250,000	44,100
	5	総務管理費	2,605,357	1,278,918	3,884,275		1,250,000	28,918
		5 一般管理費	861,043	25,674	886,717			25,674
		35 企画費	543,835	610,709	1,154,544		610,709	
		45 防災対策費	99,726	175	99,901			175
		70 諸費	10,061	3,069	13,130			3,069
		75 財政調整基金費	556,912	639,291	1,196,203		639,291	
	10	徴税费	148,923	6,836	155,759			6,836
		5 税務総務費	130,837	6,836	137,673			6,836

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	63	○報酬追加 63 01 会計年度任用職員報酬追加 63
2 給料	589	○議会議員・職員給与費追加 1,988 02 一般職給与費追加 589
3 職員手当等	1,006	03 一般職給与費追加 503 03 議会議員報酬等追加 503
4 共済費	393	04 一般職給与費追加 393

1 報酬	6,216	○報酬追加 6,216 01 会計年度任用職員報酬追加 6,216
2 給料	△2,810	○職員給与費追加・更正減 19,458 02 一般職給与費更正減 △2,810
3 職員手当等	22,668	03 特別職給与費追加 187 03 一般職給与費更正減 △2,144
4 共済費	△400	03 市町村職員退職手当組合負担金追加 24,625 04 特別職給与費更正減 △709 04 一般職給与費追加 309
12 委託料	105,763	○ふるさと納税促進事業追加 610,709 12 委託料追加 105,763
13 使用料及び 賃借料	504,946	13 使用料及び賃借料追加 504,946
1 報酬	62	○大涌谷火山対策事業追加・更正減 175 01 会計年度任用職員報酬追加 62
3 職員手当等	129	03 職員手当等追加 129 04 共済費更正減 △16
4 共済費	△16	
22 償還金利息 及び割引料	3,069	○経常経費追加 3,069 22 過年度過誤納還付金追加 3,069
24 積立金	639,291	○経常経費追加 639,291 24 財政調整基金積立金追加 639,291
1 報酬	910	○報酬追加 910 01 会計年度任用職員報酬追加 910
2 給料	3,008	○職員給与費追加 5,926 02 一般職給与費追加 3,008

10 総務費 10 徴税費 5 税務総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
15	戸籍住民基本台帳費	70,292	7,816	78,108				7,816
	5 戸籍住民基本台帳費	70,292	7,816	78,108				7,816
20	選挙費	39,329	207	39,536				207
	5 選挙管理委員会費	7,824	207	8,031				207
30	監査委員費	7,286	323	7,609				323
	5 監査委員費	7,286	323	7,609				323

15	民生費	1,805,115	17,717	1,822,832	5,994			11,723
	5 社会福祉費	1,136,280	9,039	1,145,319	5,994			3,045
	5 社会福祉総務費	306,955	△7,312	299,643				△7,312
	10 心身障がい者福祉費	327,464	7,972	335,436	5,994			1,978
	20 国民年金費	3,670	324	3,994				324

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	1,097	03 一般職給与費追加	1,097
4 共済費	1,821	04 一般職給与費追加	1,821
1 報酬	△308	○報酬更正減	△308
2 給料	3,261	01 会計年度任用職員報酬更正減	△308
3 職員手当等	3,189	○職員給与費追加	8,124
4 共済費	1,674	02 一般職給与費追加	3,261
		03 一般職給与費追加	3,189
		04 一般職給与費追加	1,674
2 給料	53	○職員給与費追加	207
3 職員手当等	54	02 一般職給与費追加	53
4 共済費	100	03 一般職給与費追加	54
		04 一般職給与費追加	100
2 給料	152	○職員給与費追加	323
3 職員手当等	87	02 一般職給与費追加	152
4 共済費	84	03 一般職給与費追加	87
		04 一般職給与費追加	84
1 報酬	△1,254	○報酬更正減	△1,254
2 給料	△3,968	01 会計年度任用職員報酬更正減	△1,254
3 職員手当等	△1,735	○職員給与費更正減	△6,058
4 共済費	△355	02 一般職給与費更正減	△3,968
		03 一般職給与費更正減	△1,735
		04 一般職給与費更正減	△355
19 扶助費	7,972	○心身障がい者福祉経常経費追加・更正減	7,972
		19 重度心身障がい児者日常生活用具扶助費追加	310
		19 自立支援給付費扶助費追加	15,662
		19 自立支援医療費扶助費更正減	△8,000
1 報酬	116	○報酬追加	116
		01 会計年度任用職員報酬追加	116

15 民生費 5 社会福祉費 20 国民年金費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
50 後期高齢者医療費	206,542	8,055	214,597				8,055
10 児童福祉費	668,239	8,678	676,917				8,678
5 児童福祉総務費	163,736	6,917	170,653				6,917
10 認定こども園費	284,876	8,443	293,319				8,443
15 保育所費	129,106	△6,682	122,424				△6,682

20	衛生費	1,689,680	11,379	1,701,059				11,379
	5 保健衛生費	427,925	5,636	433,561				5,636
	5 保健衛生総務費	149,589	5,636	155,225				5,636
	10 清掃費	1,261,517	5,743	1,267,260				5,743

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	161	○職員給与費追加	208
		03 一般職給与費追加	161
4 共済費	47	04 一般職給与費追加	47
27 繰出金	8,055	○後期高齢者医療特別会計繰出金追加	8,055
		27 繰出金追加	8,055
2 給料	3,566	○職員給与費追加	6,917
		02 一般職給与費追加	3,566
3 職員手当等	1,742	03 一般職給与費追加	1,742
		04 一般職給与費追加	1,609
4 共済費	1,609		
1 報酬	1,893	○報酬追加	588
		01 会計年度任用職員報酬追加	588
2 給料	4,676	○職員給与費追加	6,108
		02 一般職給与費追加	4,676
3 職員手当等	1,552	03 一般職給与費追加	871
		04 一般職給与費追加	561
4 共済費	322	○子育て支援センター等運営事業追加・更正減	1,747
		01 会計年度任用職員報酬追加	1,305
		03 職員手当等追加	681
		04 共済費更正減	△239
1 報酬	△353	○報酬更正減	△353
		01 会計年度任用職員報酬更正減	△353
2 給料	△3,235	○職員給与費更正減	△6,329
		02 一般職給与費更正減	△3,235
3 職員手当等	△2,442	03 一般職給与費更正減	△2,442
		04 一般職給与費更正減	△652
4 共済費	△652		

1 報酬	228	○報酬追加	228
		01 会計年度任用職員報酬追加	228
2 給料	△56	○職員給与費追加・更正減	408
		02 一般職給与費更正減	△56
3 職員手当等	175	03 一般職給与費追加	175
		04 一般職給与費追加	289
4 共済費	289	○地域医療体制推進事業追加	5,000
		18 補助金追加	5,000
18 負担金補助 及び交付金	5,000		

20 衛生費 10 清掃費 5 清掃総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 清掃総務費	148,773	5,743	154,516				5,743

25	農林水産業費	139,324	357	139,681				357
	5 農業費	21,858	318	22,176				318
	10 農業総務費	6,993	312	7,305				312
	15 農業振興費	12,166	6	12,172				6
	10 林業費	117,241	39	117,280				39
	5 林業振興費	117,241	39	117,280				39

30	観光費	911,892	△1,046	910,846				△1,046
	5 観光費	911,892	△1,046	910,846				△1,046
	5 観光総務費	69,551	1,835	71,386				1,835
	15 観光施設費	115,108	638	115,746				638
	17 箱根湿生花園費	186,579	△6,957	179,622				△6,957

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△531	○報酬更正減	△531
		01 会計年度任用職員報酬更正減	△531
2 給料	2,268	○職員給与費追加	6,274
		02 一般職給与費追加	2,268
3 職員手当等	2,868	03 一般職給与費追加	2,868
		04 一般職給与費追加	1,138
4 共済費	1,138		

2 給料	45	○職員給与費追加	312
		02 一般職給与費追加	45
3 職員手当等	123	03 一般職給与費追加	123
		04 一般職給与費追加	144
4 共済費	144		
1 報酬	6	○農地実態調査事業追加	6
		01 会計年度任用職員報酬追加	6
3 職員手当等	15	○豊かな森林づくり事業追加	39
		03 職員手当等追加	15
4 共済費	24	04 共済費追加	24

2 給料	911	○職員給与費追加	1,835
		02 一般職給与費追加	911
3 職員手当等	158	03 一般職給与費追加	158
		04 一般職給与費追加	766
4 共済費	766		
1 報酬	368	○やすらぎの森整備事業追加	149
		01 会計年度任用職員報酬追加	67
3 職員手当等	17	03 職員手当等追加	74
		04 共済費追加	8
4 共済費	253	○ハイキングコース等整備事業追加・更正減	489
		01 会計年度任用職員報酬追加	301
		03 職員手当等更正減	△57
		04 共済費追加	245
1 報酬	△4,363	○報酬更正減	△4,363
		01 会計年度任用職員報酬更正減	△4,363

30 観光費 5 観光費 17 箱根湿生花園費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
20 森のふれあい館費	61,560	1,407	62,967				1,407
25 ジオミュージアム費	58,220	592	58,812				592
30 観光美化推進費	16,417	1,439	17,856				1,439

35	土木費	742,668	11,373	754,041				11,373
	5 土木管理費	62,843	1,123	63,966				1,123
	5 土木総務費	62,843	1,123	63,966				1,123
	10 道路橋りょう費	355,729	3,000	358,729				3,000
	10 道路維持費	202,330	3,000	205,330				3,000
	20 都市計画費	287,895	7,250	295,145				7,250

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△684	○職員給与費更正減	△2,594
		02 一般職給与費更正減	△684
3 職員手当等	△1,542	03 一般職給与費更正減	△1,542
		04 一般職給与費更正減	△368
4 共済費	△368		
1 報酬	165	○報酬追加	165
		01 会計年度任用職員報酬追加	165
2 給料	381	○職員給与費追加	1,242
		02 一般職給与費追加	381
3 職員手当等	610	03 一般職給与費追加	610
		04 一般職給与費追加	251
4 共済費	251		
1 報酬	△968	○報酬更正減	△968
		01 会計年度任用職員報酬更正減	△968
2 給料	508	○職員給与費追加	1,560
		02 一般職給与費追加	508
3 職員手当等	755	03 一般職給与費追加	755
		04 一般職給与費追加	297
4 共済費	297		
2 給料	923	○職員給与費追加	1,439
		02 一般職給与費追加	923
3 職員手当等	180	03 一般職給与費追加	180
		04 一般職給与費追加	336
4 共済費	336		
1 報酬	549	○職員給与費追加・更正減	347
		02 一般職給与費更正減	△1,922
2 給料	△1,922	03 一般職給与費追加	2,112
		04 一般職給与費追加	157
3 職員手当等	2,292	○道路施設保守点検事業追加	776
		01 会計年度任用職員報酬追加	549
4 共済費	204	03 職員手当等追加	180
		04 共済費追加	47
11 役務費	3,000	○經常経費追加	3,000
		11 浚渫等手数料追加	3,000

35 土木費 20 都市計画費 5 都市計画総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 都市計画総務費	253,826	7,250	261,076				7,250

40		消防費	1,051,094	12,037	1,063,131				12,037
	5	消防費	1,051,094	12,037	1,063,131				12,037
		5 常備消防費	878,224	12,037	890,261				12,037

45		教育費	1,184,163	△9,987	1,174,176				△9,987
	5	教育総務費	295,958	△6,015	289,943				△6,015
		10 事務局費	293,707	△6,015	287,692				△6,015
	10	小学校費	233,691	△115	233,576				△115
		5 小学校管理費	222,192	△115	222,077				△115
	15	中学校費	101,873	583	102,456				583
		5 中学校管理費	72,092	583	72,675				583

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	268	○報酬追加 268 01 会計年度任用職員報酬追加 268
2 給料	3,153	○職員給与費追加 6,982 02 一般職給与費追加 3,153
3 職員手当等	2,081	03 一般職給与費追加 2,081 04 一般職給与費追加 1,748
4 共済費	1,748	

2 給料	△431	○職員給与費追加・更正減 12,037 02 一般職給与費更正減 △431
3 職員手当等	2,349	03 一般職給与費追加 2,349 04 一般職給与費追加 10,119
4 共済費	10,119	

1 報酬	△6,477	○報酬更正減 △6,477 01 会計年度任用職員報酬更正減 △6,477
2 給料	2,572	○職員給与費追加・更正減 462 02 一般職給与費追加 2,572
3 職員手当等	△2,266	03 教育長給与費追加 76 03 一般職給与費更正減 △2,342
4 共済費	156	04 教育長給与費追加 113 04 一般職給与費追加 43

1 報酬	△194	○報酬更正減 △194 01 会計年度任用職員報酬更正減 △194
2 給料	324	○職員給与費追加・更正減 79 02 一般職給与費追加 324
3 職員手当等	12	03 一般職給与費追加 12 04 一般職給与費更正減 △257
4 共済費	△257	

1 報酬	152	○報酬追加 152 01 会計年度任用職員報酬追加 152
2 給料	135	○職員給与費追加 431 02 一般職給与費追加 135
3 職員手当等	241	03 一般職給与費追加 241 04 一般職給与費追加 55

45 教育費 15 中学校費 5 中学校管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
20	幼稚園費	34,112	△349	33,763				△349
	5 幼稚園管理費	34,112	△349	33,763				△349
25	社会教育費	441,843	△3,891	437,952				△3,891
	5 社会教育総務費	15,051	△35	15,016				△35
	10 公民館費	142,521	△1,604	140,917				△1,604
	15 郷土資料館費	15,287	73	15,360				73
	30 箱根関所費	225,472	△2,325	223,147				△2,325
30	保健体育費	76,686	△200	76,486				△200
	10 体育施設費	68,146	△200	67,946				△200

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	55	
1 報酬	667	○報酬追加 667 01 会計年度任用職員報酬追加 667
2 給料	△822	○職員給与費更正減 △1,016 02 一般職給与費更正減 △822
3 職員手当等	△50	03 一般職給与費更正減 △50 04 一般職給与費更正減 △144
4 共済費	△144	
1 報酬	142	○報酬追加 142 01 会計年度任用職員報酬追加 142
3 職員手当等	△194	○職員給与費追加・更正減 △177 03 一般職給与費更正減 △194
4 共済費	17	04 一般職給与費追加 17
1 報酬	△789	○報酬更正減 △789 01 会計年度任用職員報酬更正減 △789
2 給料	△223	○職員給与費更正減 △815 02 一般職給与費更正減 △223
3 職員手当等	△299	03 一般職給与費更正減 △299 04 一般職給与費更正減 △293
4 共済費	△293	
1 報酬	11	○報酬追加 11 01 会計年度任用職員報酬追加 11
3 職員手当等	62	○職員給与費追加 62 03 一般職給与費追加 62
1 報酬	△210	○報酬更正減 △210 01 会計年度任用職員報酬更正減 △210
2 給料	△1,223	○職員給与費更正減 △2,115 02 一般職給与費更正減 △1,223
3 職員手当等	△584	03 一般職給与費更正減 △584 04 一般職給与費更正減 △308
4 共済費	△308	
1 報酬	△628	○報酬更正減 △628 01 会計年度任用職員報酬更正減 △628
3 職員手当等	6	○職員給与費追加 428 03 一般職給与費追加 6
4 共済費	422	04 一般職給与費追加 422

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	3	-	25,980	12,051 (4.6)	-	7,807	45,838	5,757	51,595	
	議 員	14	51,060	-	22,902 (4.6)	-	-	73,962	13,766	87,728	
	その他の 特別職	668	39,627	-	-	-	-	39,627	9,324	48,951	
	計	685	90,687	25,980	34,953	-	7,807	159,427	28,847	188,274	
補正前	長 等	3	-	25,980	11,788 (4.5)	-	7,807	45,575	6,353	51,928	
	議 員	14	51,060	-	22,399 (4.5)	-	-	73,459	13,766	87,225	
	その他の 特別職	668	39,627	-	-	-	-	39,627	9,324	48,951	
	計	685	90,687	25,980	34,187	-	7,807	158,661	29,443	188,104	
比較	長 等	0	-	0	263 (0.1)	-	0	263	△ 596	△ 333	
	議 員	0	0	-	503 (0.1)	-	-	503	0	503	
	その他の 特別職	0	0	-	-	-	-	0	0	0	
	計	0	0	0	766	-	0	766	△ 596	170	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	485	219,084	1,363,812	1,157,111	2,740,007	484,213	3,224,220	
補正前	485	223,343	1,352,661	1,123,360	2,699,364	464,141	3,163,505	
比較	0	△ 4,259	11,151	33,751	40,643	20,072	60,715	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	30,188	-	54,458	337,707	289,750	42,585	2,072
	補正前	28,830	-	56,160	334,884	278,865	43,445	2,102
	比較	1,358	-	△ 1,702	2,823	10,885	△ 860	△ 30

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	児 童 退 職 手 当 (千円)
	補正後	1,476	126,436	30,488	2,571	17,400
	補正前	1,476	124,396	35,016	2,706	18,125
	比較	0	2,040	△ 4,528	△ 135	△ 725

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	11,151	給与改定に伴う増減分	45,689		
		その他の増減分	△6,316 △33,206 △4,326 9,310	人事異動等による減 欠員による減 中途退職による減 中途採用による増	
職員手当等	33,751	制度改正等に伴う増減分	13,708	期末手当 6,602千円 9,136千円 △ 8,710千円 勤勉手当 6,080千円 7,637千円 △ 5,079千円 △ 1,958千円	支給月数の増 (2.45月→2.50月) 給料改定による増 休職、退職等による減 支給月数の増 (2.05月→2.10月) 給料改定による増 休職、退職等による減 会計年度任用職員補正額
		その他の増減分	20,043	時間外手当 2,040千円 退職手当負担金 24,625千円 その他の増減分 △ 6,622千円	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア、職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職	消 防 職
令和6年11月1日現在	平均給料月額 (円)	311,779	304,880	303,884
	平均給与月額 (円)	342,523	328,080	341,650
	平均年齢 (歳)	47.7	56.6	40.0
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	309,374	302,380	302,942
	平均給与月額 (円)	340,962	330,600	338,313
	平均年齢 (歳)	41.4	55.6	39.9

イ、初任給

区 分	一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)	国 の 制 度		
				一般行政職 (円)	単純労務職 (円)	消 防 職 (円)
高 校 卒	188,000	173,600	230,000	188,000	173,600	-
大 学 卒	220,000	-	256,400	220,000	-	-

ウ、級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			単 純 労 務 職			消 防 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年11月1日現在	1 級	31	12.8	1 級	0	0.0	1 級	15	14.9
	2 級	63	25.9	2 級	0	0.0	2 級	21	20.8
	3 級	26	10.7	3 級	3	60.0	3 級	18	17.8
	4 級	31	12.8	4 級	2	40.0	4 級	16	15.8
	5 級	35	14.4				5 級	18	17.8
	6 級	32	13.2				6 級	8	7.9
	7 級	20	8.2				7 級	4	4.0
	8 級	5	2.1				8 級	1	1.0
	計	243	100.2	計	5	100.0	計	101	100.0
令和6年1月1日現在	1 級	31	13.0	1 級	0	0.0	1 級	24	23.5
	2 級	58	24.4	2 級	0	0.0	2 級	11	10.8
	3 級	29	12.2	3 級	3	60.0	3 級	17	16.7
	4 級	32	13.4	4 級	2	40.0	4 級	20	19.6
	5 級	32	13.4				5 級	15	14.7
	6 級	32	13.4				6 級	9	8.8
	7 級	19	8.0				7 級	5	4.9
	8 級	5	2.1				8 級	1	1.0
	計	238	99.8	計	5	100.0	計	102	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	主事補、技師補の職務	主事、技師の職務	主任主事、主任技師の職務	主査の職務	係長、副主幹、副技幹の職務	副課長、主幹、技幹の職務	課長、専任課長の職務	部長の職務
単純労務職	技能員、庁務員及び給食調理員の職務	相当の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	相当高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員	高度の知識又は経験を必要とする技能員、庁務員及び給食調理員				
消 防 職	消防士の職務	消防士長、消防副士長の職務	主任の職務	主査、隊長、分遣所長の職務	係長、副主幹、分遣所長、隊長の職務	課長、副課長、主幹、副分署長、専任課長の職務	次長、消防署長、副署長、分署長、課長の職務	消防長の職務

エ、昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種			
			一般行政職	単純労務職	消 防 職	
補正後	職 員 数 (A) (人)	340	234	5	101	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	323	222	5	96	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	1	0	0	1
		2号給(人)	30	20	2	8
		3号給(人)	6	6	0	0
		4号給(人)	222	149	1	72
		5号給(人)	63	46	2	15
		6号給(人)	1	1	0	0
比 率 (B)/(A) (%)	95.0	94.9	100.0	95.0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	345	238	5	102	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	313	210	5	98	
	号 給 数 別 内 訳	1号給(人)	1	1	0	0
		2号給(人)	28	22	0	6
		3号給(人)	4	2	0	2
		4号給(人)	219	142	2	75
		5号給(人)	57	40	3	14
		6号給(人)	4	3	0	1
比 率 (B)/(A) (%)	90.7	88.2	100.0	96.1		

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250	2.350	4.60	有	
補正前	2.250	2.250	4.50	有	
国の制度	2.250	2.350	4.60	有	

カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 3%~45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~4,752,000円)

キ、地域手当

支 給 対 象 地 域	箱 根 町 全 地 域
支 給 率 (%)	0.0
国の指定基準に基づく支給率(%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種		
		一般行政職	単純労務職	消 防 職
給 料 総 額 に 対 す る 比 率 (%)	0.2	0.1	0.6	0.4
支給対象職員の比率(6年11月1日現在)(%)	27.6	1.7	60.0	86.1
代 表 的 な 特 殊 勤 務 手 当 の 名 称	税務手当、清掃作業手当、消防手当			

ケ、その他の手当

区 分	国 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 な る	町内居住者 月額10,000円加算
通 勤 手 当	同 じ	

3. 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	139	219,084	—	71,269	290,353	34,558	324,911	
補正前	135	223,343	—	73,227	296,570	34,963	331,533	
比 較	4	△ 4,259	—	△ 1,958	△ 6,217	△ 405	△ 6,622	

※本表の数値は、2－(1)総括の内数です。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
ス ク ー ル バ ス 運 行 業 務 委 託 (改 定 分)	43,956			令和6年度 ～ 令和12年度	43,956	0	0	0	43,956

議案第 79 号

令和 6 年度箱根町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度箱根町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 841 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,197,841 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 28 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		0	515	515
	10 国庫補助金	0	515	515
25 県支出金		822,711	198	822,909
	5 県補助金	822,711	198	822,909
40 繰越金		27,540	128	27,668
	5 繰越金	27,540	128	27,668
歳 入	合 計	1,197,000	841	1,197,841

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		69,541	541	70,082
	5 総務管理費	65,803	541	66,344
25 保健事業費		14,358	300	14,658
	3 特定健康診査等事業費	13,623	300	13,923
歳 出 合 計		1,197,000	841	1,197,841

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	0	515	515
25 県支出金	822,711	198	822,909
40 繰越金	27,540	128	27,668
歳入合計	1,197,000	841	1,197,841

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 総務費	69,541	541	70,082	713	0	0	△172
25 保健事業費	14,358	300	14,658	0	0	0	300
歳出合計	1,197,000	841	1,197,841	713	0	0	128

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	0	515	515
	10 国庫補助金	0	515	515
	40 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	515	515

25	県支出金	822,711	198	822,909
	5 県補助金	822,711	198	822,909
	15 保険給付費等交付金	822,711	198	822,909

40	繰越金	27,540	128	27,668
	5 繰越金	27,540	128	27,668
	10 前年度繰越金	27,540	128	27,668

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 社会保障・税番号 制度システム整備 費等補助金	515	社会保障・税番号制度システム整備費等 補助金 515
5 保険給付費等交付 金	198	特別交付金追加 198
5 前年度繰越金	128	前年度繰越金追加 128

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5	総務費	69,541	541	70,082	713			△172
	5 総務管理費	65,803	541	66,344	713			△172
	5 一般管理費	65,616	541	66,157	713			△172

25	保健事業費	14,358	300	14,658				300
	3 特定健康診 査等事業費	13,623	300	13,923				300
	5 特定健康診 査等事業費	13,623	300	13,923				300

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	198	○一般管理費追加・財源内訳更正	541
		12 共同電算委託料追加	198
18 負担金補助及び交付金	343	18 神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金追加	343
18 負担金補助及び交付金	300	○特定健康診査等事業費追加	300
		18 人間ドック受診者補助金追加	300

議案第 80 号

令和 6 年度箱根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度箱根町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,055 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 422,924 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 28 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 繰入金		193,635	8,055	201,690
	5 他会計繰入金	193,635	8,055	201,690
歳 入	合 計	414,869	8,055	422,924

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 後期高齢者医療 広域連合納付金		410,796	8,055	418,851
	5 後期高齢者医療 広域連合納付金	410,796	8,055	418,851
歳 出	合 計	414,869	8,055	422,924

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 繰入金	193,635	8,055	201,690
歳入合計	414,869	8,055	422,924

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
後期高齢者医療広域連合納付金	410,796	8,055	418,851	0	0	8,055	0
歳出合計	414,869	8,055	422,924	0	0	8,055	0

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	繰入金	193,635	8,055	201,690
	5 他会計繰入金	193,635	8,055	201,690
	5 一般会計繰入金	193,635	8,055	201,690

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 定率市町村負担繰入金	8,055	定率市町村負担繰入金追加 8,055

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10		後期高齢者 医療広域連 合納付金	410,796	8,055	418,851			8,055	
	5	後期高齢者 医療広域連 合納付金	410,796	8,055	418,851			8,055	
	5	後期高齢者 医療広域連 合納付金	410,796	8,055	418,851			8,055	

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助 及び交付金	8,055	○後期高齢者医療広域連合納付金追加 8,055 18 定率市町村負担金追加 8,055

議案第 81 号

令和 6 年度箱根町温泉特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度箱根町の温泉特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,477 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150,477 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 11 月 28 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰越金		23,633	1,477	25,110
	5 繰越金	23,633	1,477	25,110
歳 入	合 計	149,000	1,477	150,477

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業費		143,384	1,477	144,861
	5 事業費	143,384	1,477	144,861
歳 出	合 計	149,000	1,477	150,477

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰越金	23,633	1,477	25,110
歳入合計	149,000	1,477	150,477

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5 事業費	143,384	1,477	144,861	0	0	0	1,477
歳出合計	149,000	1,477	150,477	0	0	0	1,477

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
20	繰越金	23,633	1,477	25,110
	5 繰越金	23,633	1,477	25,110
	5 繰越金	23,633	1,477	25,110

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 前年度繰越金	1,477	前年度繰越金追加 1,477

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5	事業費	143,384	1,477	144,861				1,477
	5 事業費	143,384	1,477	144,861				1,477
	5 業務費	143,384	1,477	144,861				1,477

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	524	○報酬追加	524
		01 会計年度任用職員報酬追加	524
2 給料	360	○職員給与費追加	953
		02 一般職給与費追加	360
3 職員手当等	399	03 一般職給与費追加	340
		03 市町村職員退職手当組合負担金追加	59
4 共済費	194	04 一般職給与費追加	194

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	6	4,050	12,348	8,809	25,207	3,830	29,037	
補正前	6	3,526	11,988	8,410	23,924	3,636	27,560	
比 較	0	524	360	399	1,283	194	1,477	

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補正後	156	-	575	3,325	2,745	-	58
	補正前	156	-	548	3,160	2,597	-	58
	比 較	0	-	27	165	148	-	0

職員手当等の内訳	区 分	宿 日 直 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	児 童 退 職 手 当 (千円)
	補正後	-	400	-	-	1,550
	補正前	-	400	-	-	1,491
	比 較	-	0	-	-	59

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減理由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	360	給与改定に伴う増減分	360		
職員手当等	399	制度改正に伴う増減分	313	期末手当 130千円 勤勉手当 120千円 63千円	支給月数の増(2.45月→2.50月)及び給料改定 支給月数の増(2.05月→2.10月)及び給料改定 会計年度任用職員補正額
		その他の増減分	86	通勤手当 27千円 退職手当負担金 59千円	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア、職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
令和6年11月1日現在	平均給料月額 (円)	313,282
	平均給与月額 (円)	303,900
	平均年齢 (歳)	44.0
令和6年1月1日現在	平均給料月額 (円)	286,133
	平均給与月額 (円)	294,233
	平均年齢 (歳)	43.0

イ、初任給

区 分	一般行政職 (円)	国の制度
		一般行政職 (円)
高 校 卒	188,000	188,000
大 学 卒	220,000	220,000

ウ、級別職員数

区 分	一 般 行 政 職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和6年11月1日現在	1 級	0	0.0
	2 級	2	66.7
	3 級	0	0.0
	4 級	0	0.0
	5 級	1	33.4
	6 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	8 級	0	0.0
	計	3	100.1
令和6年1月1日現在	1 級	1	33.3
	2 級	1	33.3
	3 級	0	0.0
	4 級	0	0.0
	5 級	1	33.4
	6 級	0	0.0
	7 級	0	0.0
	8 級	0	0.0
	計	3	100.0

(級別の基準となる職務)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	主事補、技師補の職務	主事、技師の職務	主任主事、主任技師の職務	主査の職務	係長、副主幹、副技師の職務	副課長、主幹、技師の職務	課長、専任課長の職務	部長の職務

エ、昇給

区 分	合 計	代表的な職種		
		一般行政職		
補正後	職 員 数 (A) (人)	3	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2	
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	0	0
		3号給(人)	0	0
		4号給(人)	2	2
		5号給(人)	0	0
		6号給(人)	0	0
比 較 (B)/(A) (%)	66.7	66.7		
補正前	職 員 数 (A) (人)	3	3	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	2	
	号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	0	0
		3号給(人)	0	0
		4号給(人)	1	1
		5号給(人)	1	1
		6号給(人)	0	0
比 較 (B)/(A) (%)	66.7	66.7		

オ、期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.250	2.350	4.60	有	
補正前	2.250	2.250	4.50	有	
国の制度	2.250	2.350	4.60	有	

カ、定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の 者 (月分)	25年勤続の 者 (月分)	35年勤続の 者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~20%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~3,900,000円)
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	0 定年前早期退職特例措置 3%~45%加算 退職前5年間の級に応じて調整額を加算 (0円~4,752,000円)

キ、地域手当

支給対象地域	箱根町全地域
支給率(%)	0.0
国の指定基準に基づく支給率(%)	0.0

ク、特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代表的な職種 一般行政職
給料総額に対する比率(%)	0.5	0.5
支給対象職員の比率(6年11月1日現在)(%)	100.0	100.0
代表的な特殊勤務手当の名称	有害物取扱手当	

ケ、その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	異 な る	町内居住者 月額10,000円加算
通 勤 手 当	同 じ	

2. 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
補正後	2	4,050	—	1,446	5,496	730	6,226	
補正前	2	3,526	—	1,383	4,909	719	5,628	
比 較	0	524	—	63	587	11	598	

※本表の数値は、1－(1)総括の内数です。

